

第3章 運搬に関する基準（法第17条）

要措置区域等外において、汚染土壌を運搬する者は、運搬に関する基準に従い、汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として運搬を行う場合は、対象外となっている（法第17条）。

なお、運搬に関する基準の規定に違反した場合には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとなる（法第66条第2号）。

3.1 運搬全般（規則第65条第1号）

運搬においては、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずる必要がある（規則第65条第1号イ）。

また、運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずることも必要である（規則第65条第1号ロ）。

前述したとおり、自動車等による移動や、保管施設での搬出汚染土壌の保管においても、汚染土壌の飛散や汚染土壌に含まれる特定有害物質が溶出した液体による地下浸透防止の措置をとる必要があり、汚染土壌の運搬においては、周辺環境の保全に配慮し、下記の対応等を行うことが必要となる（運搬通知記の第1の2(1)）。

- ・ 運搬中は、汚染土壌を耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ及びコンテナ等の容器に入れて運搬する
- ・ 汚染土壌の搬出に当たっては、自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した汚染土壌を要措置区域等外へ持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行う
- ・ 住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するように努める
- ・ 混雑した時間帯や通学通園時間を避ける
- ・ 積込みにあたっては、低騒音型の重機等を選択し、騒音を低減する

3.2 緊急時の対応（規則第 65 条第 2 号）

汚染土壌の運搬中に、特定有害物質等が飛散等、地下浸透、悪臭が発散した場合には、直ちに運搬を中止し、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収を図るなど、周辺環境への汚染の拡散防止のための必要な措置を講ずる必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(2)）。

3.2.1 緊急連絡体制

運搬を行う際、汚染土壌の運搬中の事故等の緊急時に、関係者に対して速やかに連絡し、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられるよう、予め緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

また、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定めるとともに、運搬作業員等に当該マニュアルを携行させることが必要である。

緊急連絡体制の例を図 3.2.1-1 に、緊急時対応マニュアルの例を表 3.2.1-1 に示す。

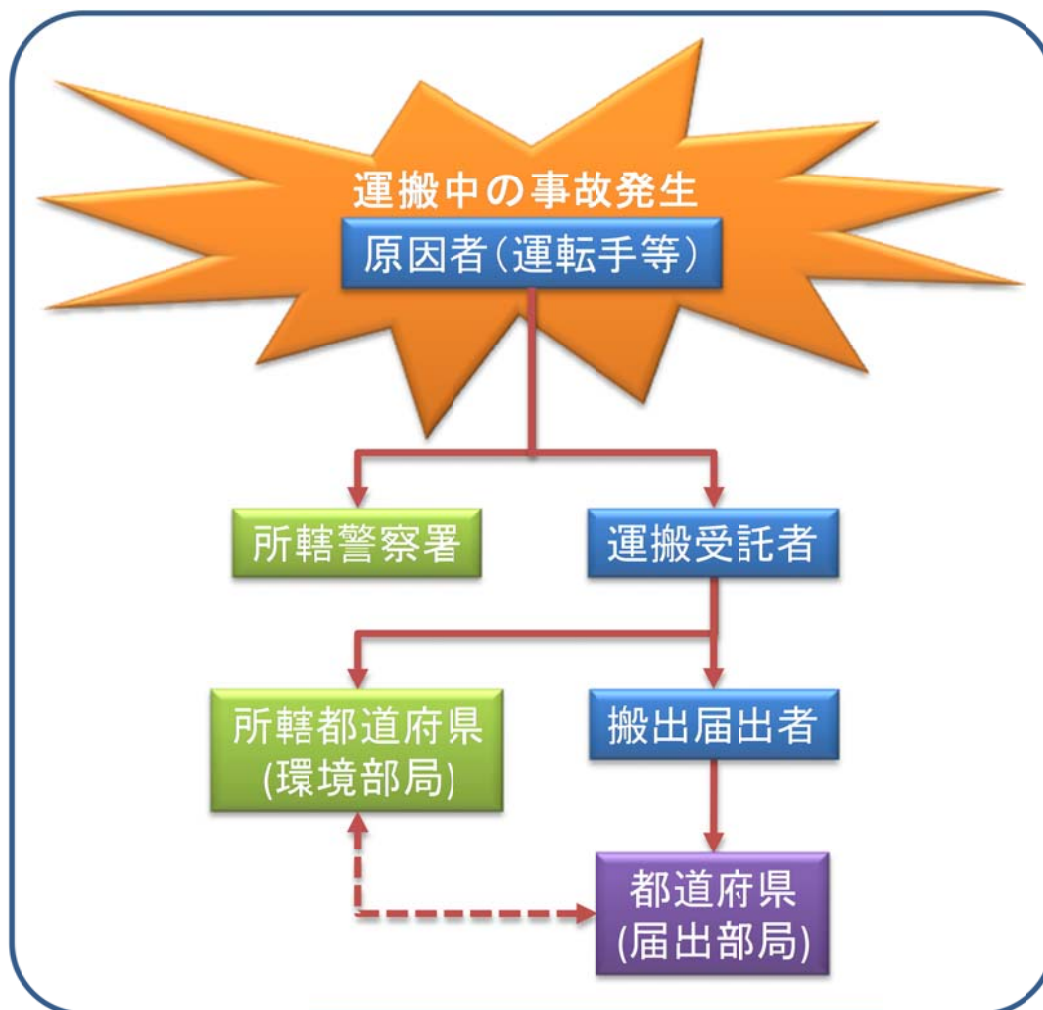


図 3.2.1-1 緊急連絡体制の例

表 3.2.1-1 緊急時対応マニュアルの例（自動車）

特定有害物質名		鉛
緊急措置		<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジンを停止する。 ・ 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 ・ 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、吸着材等で流出を防止する。
緊急通報		<p>警察署（110）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ <u>〇〇時〇〇分頃</u> ・ どこで <u>〇〇市〇〇地区〇〇道、線〇〇付近で、</u> ・ 何が <u>鉛汚染土壌が…</u> ・ どうした <u>飛散した。／流出した。</u> ・ けが人は <u>けが人がいます／けが人はいません。</u> ・ 私の名前は <u>土壤運搬株式会社 △△ △△です。</u>
緊急連絡		<p>連絡先：<u>土壤運搬株式会社</u> 担当者：<u>□□ □□</u> 住 所：<u>東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル 3F</u> 電 話：<u>03-0000-0000</u></p>
漏洩	固体	<ul style="list-style-type: none"> ・ こぼれた土壌は飛散しないようにして回収する。 ・ シャベル等を用いて、容器等に回収する。
	泥状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険でなければ漏れを止める。 ・ せき止めて吸引等により回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動させる。 ・ 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
暴露・接触時の 応急処置	眼	直ちに多量の流水で15分間以上洗顔し、その際眼瞼を指でよく開らいて、眼球・眼瞼の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う（コンタクトレンズをはずす）。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示無しに点眼薬、塗り薬等を用いてはならない。
	皮膚	直ちに多量の水で石鹼を用いて十分に洗う。
	吸引	吸引した場所から新鮮な空気が得られる場所に移動し、速やかに医師の治療を受ける。
事後処置		緊急処置が終了した後は、関係都道府県等に状況報告を行う。

3.2.2 作業員等への教育

運搬を行う際には、汚染土壌の積込み・積卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止するための教育や事故等が発生した場合の対応についての教育も重要である。なお、これらの教育を行ったことを記録として残すとともに保存するべきである。

下記に教育内容の例を示す。

【未然防止】

- ・ 運搬に関する基準
- ・ 運搬基準違反に対する罰則
- ・ 他法令の遵守（過積載の禁止など）
- ・ 緊急連絡体制図及び緊急時対応マニュアルの携行
- ・ 計画に従った運搬経路の遵守
- ・ 特定有害物質による人への影響
- ・ 適切な保護具等の使用
- ・ 運搬時の揺れや振動が、飛散、こぼれ、漏洩につながることを
- ・ 自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した汚染土壌を要措置区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行うこと
- ・ 飛散等により汚染が拡散した場合には、浄化等の対策が必要となること

【事故時等の対応】

- ・ 緊急連絡体制図及び緊急時対応マニュアルに従った対応をとること（関係機関への連絡、流出・拡散等の防止、環境モニタリング調査）
- ・ 回収に必要な器具（スコップ、保護具、容器など）を備え置くこと

3.2.3 緊急の措置

事故等による緊急時には、緊急時対応マニュアルに基づき、必要な応急措置、防災対策を取る必要がある。

(1) 関係機関への連絡

作業員等は、自動車等を安全な場所に止め、又は、作業を中止し、直ちに応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、緊急連絡先に連絡し、その指示に従う。

(2) 流出・拡散等の防止

作業員等は、必要に応じて、適切な保護具を着用し、飛散・流出した汚染土壌を回収する。

(3) 環境モニタリング調査等

汚染土壌が公共用水域又は土壌に飛散・流出し、又は大気に揮散された場合には、原因者が都道府県等と協議し、環境モニタリング調査等、必要な措置を講ずる。

3.3 自動車等及び運搬容器（規則第 65 条第 3 号）

運搬容器等は、特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものである必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(3)）。

このため、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、性状等を考慮して適切な運搬容器等を選択する必要がある。

なお、運搬容器を再利用する際や、自動車等の荷台など、汚染土壌を再度運搬することも考えられる。特に高濃度の汚染土壌を運搬した際には、当該運搬容器等の洗浄等を行い、二次汚染の防止に努める必要がある。

3.3.1 汚染状態を考慮した運搬容器等

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮した適切な運搬容器の例を表 3.3.1-1 に示す。

なお、車両（ダンプ、トレーラー、ウィング車、ガット船、コンテナなど）の荷台等は特定有害物質等が浸透・流出しない構造である必要がある。

表 3.3.1-1 汚染状態を考慮した適切な運搬容器等の例

特定有害物質		運搬容器等
第一種		フレキシブルコンテナ(内袋有)
第二種	構造等による対応	バラ積み+浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ+浸透防止シート等
水銀及びその他の化合物		フレキシブルコンテナ(内袋有)
第三種	構造等による対応	バラ積み+浸透防止シート等
	容器による対応	フレキシブルコンテナ+浸透防止シート等
PCB	第二溶出量基準適合	フレキシブルコンテナ(内袋有) 又は ドラム缶
	第二溶出量基準不適合	ドラム缶

3.3.2 運搬容器を選択する際の留意事項

汚染土壌の性状等を考慮した運搬容器を選択する際の留意事項を下記に列挙する。

- ・ 含水率の高い汚染土壌の場合には、運搬中の振動により水分が分離する可能性があるため、防水性のある運搬容器を用いること
- ・ 先端が鋭利な異物が混入した汚染土壌の場合には、破損しない運搬容器を用いること
- ・ 腐食性の汚染土壌の場合には、運搬容器を損傷するおそれがあるため、耐腐食性の運搬容器を用いること
- ・ 悪臭のある汚染土壌の場合には、悪臭による生活環境へ影響を及ぼさないような運搬容器を用いること

3.4 自動車等への表示等（規則第 65 条第 4 号）

3.4.1 自動車等への表示

汚染土壌の運搬においては、自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨の表示（JIS Z 8305 に規定する 140 ポイント以上（約 5 cm）の大きさの文字）が必要である。両側面とは、自動車等の進行方向に対し、車体の左右の面を指し、左右の面に表示することができれば、特に場所を限定しているわけではない。また、自動車等の本体ではなく、荷台や牽引される車両の両側面に表示してもよい。汚染土壌を運搬している旨の表示とは、一般の人が一見して汚染土壌を運搬している旨が読み取ることができる表示でなければならないことから、「汚染土壌運搬車」、「汚染土壌運搬船」といった表示とする（運搬通知記の第 1 の 2(4)①）。

自動車等への表示例を図 3.4.1-1 に示す。なお、自動車等への表示は運搬時のみ必要であることから脱着可能なものでもよい。

なお、この規定は、要措置区域等から汚染土壌処理施設への運搬だけではなく、汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設への運搬（2 次運搬）の場合にも適用される。



図 3.4.1-1 自動車等への表示の例

3.4.2 管理票の備付け

汚染土壌を運搬する者は、当該運搬の自動車等に、当該汚染土壌に係る管理票を備え付けなければならない。この規定は 3.4.1 と同様に、2 次運搬の場合にも適用され、その場合には 2 次管理票を備え付けなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(4)②）。

3.5 汚染土壌の混載等（規則第 65 条第 5 号）

3.5.1 異物等の混合及び除去

規則第 65 条第 5 号には、下記のように規定されている。

- ① 運搬の過程においては、汚染土壌とその他の物を混合してはならない（規則第 65 条第 5 号イ）
- ② 運搬の過程においては、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分離してはならない（規則第 65 条第 5 号ロ）
- ③ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬する。ただし、当該汚染土壌を一の汚染土壌処理施設において処理する場合（当該汚染土壌を法第 22 条第 2 項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することが可能である場合に限る。）は、この限りでない（規則第 65 条第 5 号ハ）
（詳細については、3.5.2 及び 3.5.3 参照）

上記により、運搬中は原則として、汚染土壌に他の物（基準適合土壌及び廃棄物）を加えたり、取り除いたりすることはできない。

なお、要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する際、当該要措置区域等と一筆、かつ、隣接する土地において汚染土壌の含水率の調整を行う行為（異物の除去は認められていない）は認められている（1.5.3 参照）。これは、汚染土壌の処理の事業の許可の例外として規定されており、当該行為については、上記②に該当するものではない（運搬通知第 1 の 2(5)②）。また、要措置区域等内において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分離する行為を行うことも上記②に該当するものではない。

3.5.2 要措置区域等ごとに区分した運搬

規則第65条第5号ハには、「異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌が混合するおそれのないように、搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。」と規定されている。

一般的には、他の要措置区域等から発生する汚染土壌を同一の自動車等に積載して運搬することは少ないと考えられるが、船舶による運搬や、貨車による運搬の場合には、一度に大量の汚染土壌を運搬することも考えられる。このような場合には、要措置区域ごとに区分して下記に示すような方法により運搬する。なお、自動車においてフレキシブルコンテナにより区分して運搬する方法の例を図3.5.2-1に示す。

- ① 仕切りを設けて区分する
- ② 運搬容器等（フレキシブルコンテナ、ドラム缶など）に入れて区分する

なお、運搬容器に入れて区分する場合には、3.3に示したとおり、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態や、性状等を考慮したものを選択する必要がある。

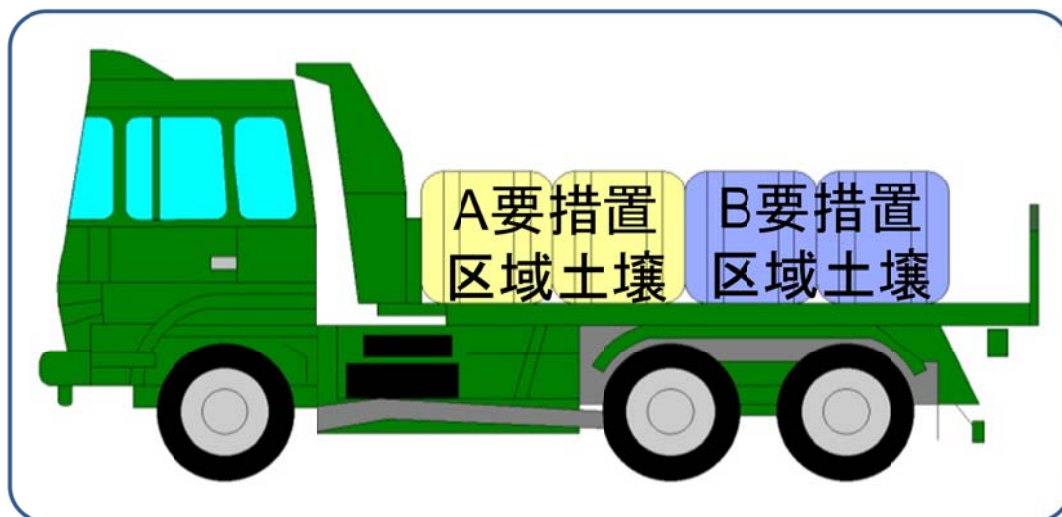


図 3.5.2-1 要措置区域等ごとに区分して運搬する方法の例（フレキシブルコンテナ）

3.5.3 汚染土壌の混合禁止の例外

規則第 65 条第 5 号ハには、ただし書として「当該汚染土壌を法第 22 条第 2 項の申請書に記載した汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び処理の方法に照らして処理することができる一の汚染土壌処理施設において処理する場合はこの限りでない。」と規定されている。

汚染土壌の適正処理及びトレーサビリティの観点から、混載は行わない方が望ましい。しかしながら、上記の要件を満足した場合には、船舶などによる効率的な運搬も考えられる。

以下に、混載が許容される条件を満足すると考えられる場合を列挙する。

- ・ 同一の浄化等処理施設（不溶化を除く。）への運搬であり、当該汚染土壌処理施設において異なる要措置区域等の汚染土壌を単独でも受入れが可能な特定有害物質及び汚染濃度である場合
- ・ 同一の埋立処理施設への運搬であり、当該埋立処理施設において異なる要措置区域等の汚染土壌を単独でも受入れが可能な特定有害物質及び汚染濃度である場合
- ・ 同一のセメント製造施設への運搬であり、当該セメント製造施設において異なる要措置区域等の汚染土壌を単独でも受入れが可能な特定有害物質及び汚染濃度である場合

上述した条件を満足した場合においても、下記に示す現象が発生し、汚染土壌処理施設での処理を困難にする可能性もあることに注意が必要である。

また、混載することにより、運搬される汚染土壌の量が増減するおそれがあることから、できる限り混載は行わない方が望ましい。

- ・ 混載されることにより汚染土壌の pH が変化（溶出特定が変化）し、混載前には溶出量基準以下であった特定有害物質の溶出量に適合せず、汚染土壌処理施設では受入れができなくなる場合がある（汚染土壌処理施設における処理の基準違反に該当する）
- ・ 混載されることにより汚染土壌処理施設での処理条件が変化し（例えば洗浄処理において粒径分布が変化し、分級点が変わってしまう）、浄化等の工程に影響を及ぼす可能性がある

3.6 積替施設（規則第 65 条第 6 号）

積替施設とは、汚染土壌の運送効率を高めるため（例えば、自動車から船舶への積替えなど）、当該汚染土壌を一時的に積み卸しするための場所のことをいう。ここで、「一時的」とは、汚染土壌の積替えを行うために最低限必要な期間をいう（運搬通知記の第 1 の 2(7)）。

積替施設の要件は規則第 65 条第 6 号に、下記のように規定されている。

- ① 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、汚染土壌の積替施設であることの表示がなされている場所で行うこと（規則第 65 条第 6 号イ）
- ② 積替施設から特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること（規則第 65 条第 6 号ロ）

3.6.1 囲い

積替施設における囲いは、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な高さを備える必要がある。なお、積替施設が次のいずれかに該当する場合には、その設備を囲いとみなして差し支えない（運搬通知記の第 1 の 2(6)①）。

これらは、貨物駅又は港湾において、汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、汚染土壌の飛散等を防止できるコンテナを用いて行う場合においては、囲いが設けられていることと同等であると判断して差しつかえないためなどである。

- ① 積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合（運搬通知記の第 1 の 2(6)①ア。）
- ② 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質等の飛散等及び耐久性等を確保した密閉型コンテナ（JIS Z 1618 又は JIS Z 1627 に定める構造・性能等に係る基準を満たしたもの）を用いて行う場合（運搬通知記の第 1 の 2(6)①イ。）
- ③ 埠頭において、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることが出来ない場合（運搬通知記の第 1 の 2(6)①ウ。）

3.6.2 積替施設の表示

積替施設の表示は、後述する保管施設の表示の要件を参考に、積替施設であること、当該積替施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されているもの（大きさは、例えば縦 30 cm以上、横 60 cm以上）、とし、見やすい箇所に設置する。図 3.6.2-1 に積替施設の表示の例を示す。

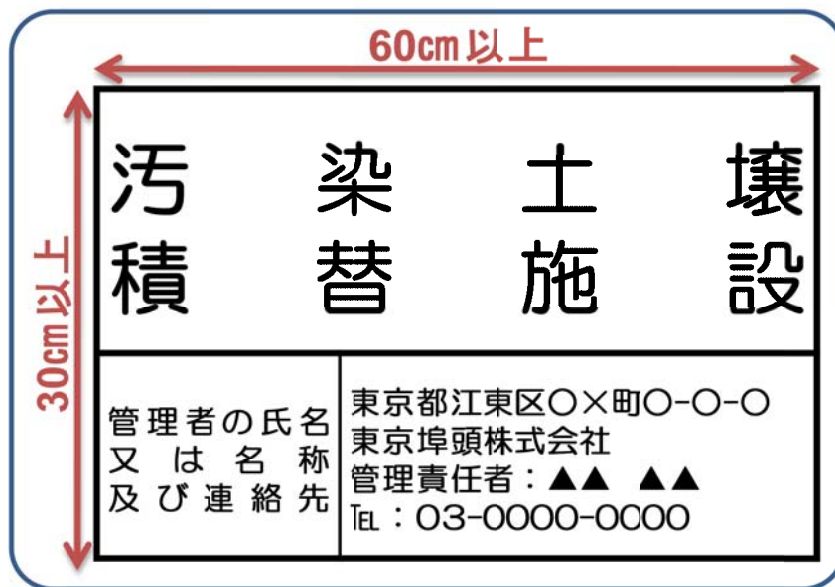


図 3.6.2-1 積替施設の表示例

3.6.3 飛散等及び悪臭の発散の防止措置

積替えを行う汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に応じて、積替施設の飛散等防止の措置を行う必要がある。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮した飛散等防止措置の例を表 3.6.3-1 に示す。

なお、悪臭のある汚染土壌の場合には、悪臭による生活環境へ影響を及ぼさないよう、バラ積みによる積替えではなく、運搬容器による積替えを行うことが望ましい。

表 3.6.3-1 汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと
第二種	構造等による対応	屋根構造+囲いのある設備内で汚染土壌を積み替えること 仮置きをする場合は、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
水銀及びその他の化合物		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと
第三種	構造等による対応	屋根構造+囲いのある設備内で汚染土壌を積み替えること 仮置きをする場合は、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
PCB	第二溶出量基準適合	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと
	第二溶出量基準不適合	ドラム缶に入れた汚染土壌を積替えること

3.6.4 地下浸透防止措置

積替施設の地下浸透防止措置として、下記に示す措置のいずれかを講ずる必要がある（運搬通知記の第1の2(6)②）。

- ① 床面を厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層とすること
- ② 床面を厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層とすること
- ③ 床面を遮水シートで覆い、その上に鉄板（振れ止め有り）を敷設すること
- ④ 床面を上記①から③と同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するものにする

3.6.5 積替施設の例

積替施設の例を図 3.6.5-1 に示す。

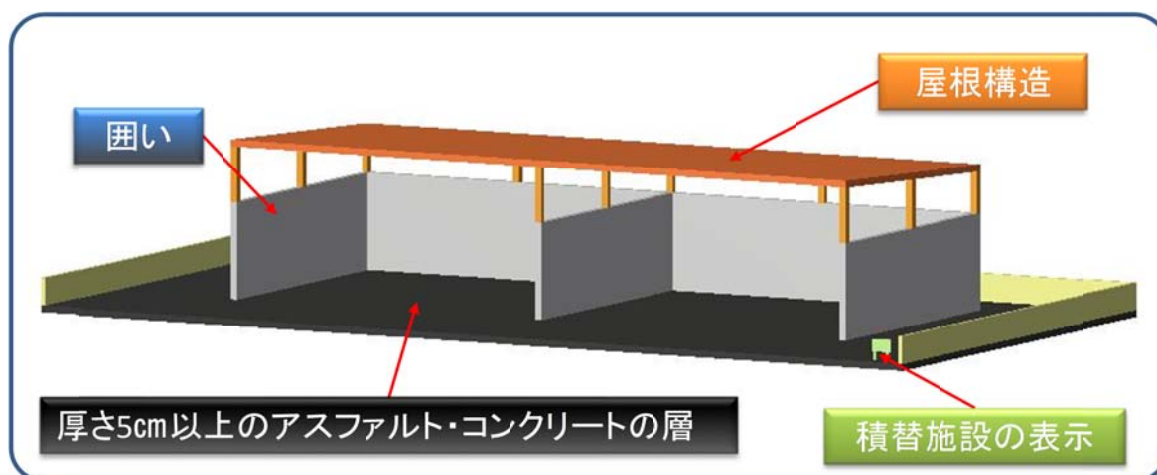


図 3.6.5-1 積替施設の例（第二種（水銀を除く。）の場合）

3.6.6 埠頭における積替え時の対応

埠頭における汚染土壌の積替えは、以下の措置を講ずることで、積替施設として必要な条件を補完し、特定有害物質等の飛散等及び悪臭の発散を防止できると考えられる。

図 3.6.6-1 に埠頭における積替え作業の例を示す。



図 3.6.6-1 埠頭における積替え作業の例

(1) 囲い

3.6.1 に示したように、埠頭においては、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることが出来ないように対応すれば良い(運搬通知記の第1の2(6)①ウ.)。

(2) 積替施設の表示

埠頭における積替え作業は、その場所が積替施設となることから、積替施設の表示を必要とする。表示は埠頭においても、積替施設であること、当該積替施設の管理者の氏名又は名称及び連絡先が表示されているもの(大きさは、例えば縦 30 cm以上、横 60 cm以上)とし、見やすい箇所に設置する。

(3) 飛散等及び悪臭の発散の防止措置

埠頭においては、表 3.6.6-1 に示す措置を講ずること、特定有害物質等の飛散等及び悪臭の発散を防止できると考えられる。

表 3.6.6-1 汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置（埠頭の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと
第二種	構造等による対応	散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
水銀及びその他の化合物		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと
第三種	構造等による対応	散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと
PCB	第二溶出量基準適合	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと
	第二溶出量基準不適合	ドラム缶に入れた汚染土壌を積替えること

なお、バラ積みによる積替えを行う場合（第二種特定有害物質（水銀及びその化合物を除く。）、第三種特定有害物質（PCBを除く。）を含む汚染土壌の場合に限る。）には、汚染土壌の飛散等の点から、下記に示す事項に留意する必要がある。

- ・ 積替え時に散水や薬剤散布で対応する場合には、汚染土壌や薬液成分の流出がないように、過剰な施用を避けること

- ・ 飛散を防止するために汚染土壌の調湿後、積替えを行う場合には、汚染土壌の流出がないように、過剰な調湿を避けること
- ・ 汚染土壌の流出がないように、雨天時の荷卸しや移動等を避け、また、作業終了後の清掃等を行うこと
- ・ 汚染土壌の飛散等がないように、強風時の荷卸しや移動等を避けること

また、積替え作業中に海域等に汚染土壌を落下させ、底質汚染を発生させないように、シート等による養生を行い、汚染土壌の落下防止を行う必要がある。図 3.6.6-2 に埠頭における汚染土壌の落下防止措置の例を示す。



図 3.6.6-2 落下防止措置の例

(4) 地下浸透の防止措置

埠頭においても積替施設の下記に示す地下浸透の防止措置のいずれかを講ずる必要がある（施行通知記の第1の2(6)②）。

- ① 床面を厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層とすること
- ② 床面を厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層とすること
- ③ 床面を遮水シートで覆い、その上に鉄板（振れ止め有り）を敷設すること
- ④ 床面を上記①から③と同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するものにする

3.7 保管施設（規則第 65 条第 7 号及び第 8 号）

3.7.1 保管の禁止（規則第 65 条第 7 号）

汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えを行う場合にのみ可能であり、それ以外の場合には行ってはならない。

これは、保管期間が長引くことにより、運搬がいつになっても終了せず、ひいては汚染土壌の不適正な処理を誘発することになる可能性がある。よって汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替えのために一時的に行う場合を除き、行ってはならない。この「一時的」とは、汚染土壌の積替えを行うために最低限必要な期間をいい、汚染土壌の積替先となる自動車等がいつ到着するかも不明なまま、漫然と汚染土壌を保管することは認められない（運搬通知記の第 1 の 2(7)）。

3.7.2 保管施設の要件（規則第 65 条第 8 号イ）

保管施設の要件を下記に示す。

- ① 特定有害物質等の飛散等及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止するために、周囲に囲いが設けられていること
- ② 見やすい位置に掲示板が設けられていること

(1) 囲い

保管施設における囲いは、汚染土壌の飛散等を防止するために必要な高さを備える必要がある。なお、保管する汚染土壌の荷重が囲いにかかる構造である場合は、当該荷重に対して構造耐力上安全である必要がある。

また、3.6.1 に示した積替施設における囲いと同様、保管施設が次のいずれかに該当する場合にあつては、その設備を囲いとみなして差し支えない。

- ① 積替えを行う場所が屋根及び壁を有する設備の内部である場合
- ② 汚染土壌をコンテナに封入したまま積替えを行うにあたり、特定有害物質等の飛散等及び耐久性等を確保した密閉型コンテナ（JIS Z 1618 又は JIS Z 1627 に定める構造・性能等に係る基準を満たしたもの）を用いて行う場合
- ③ 埠頭において、バリケードやフェンス等で周囲を囲い、関係者以外の者がみだりに立ち入ることが出来ない場合

(2) 保管施設の表示

保管施設の掲示板は、大きさが縦・横各 60 cm以上であり、保管施設であること、当該保管施設の管理者の氏名又は名称、連絡先が表示されているものである必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(8)①イ.）。

図 3.7.2-1 に保管施設の掲示板の例を示す。

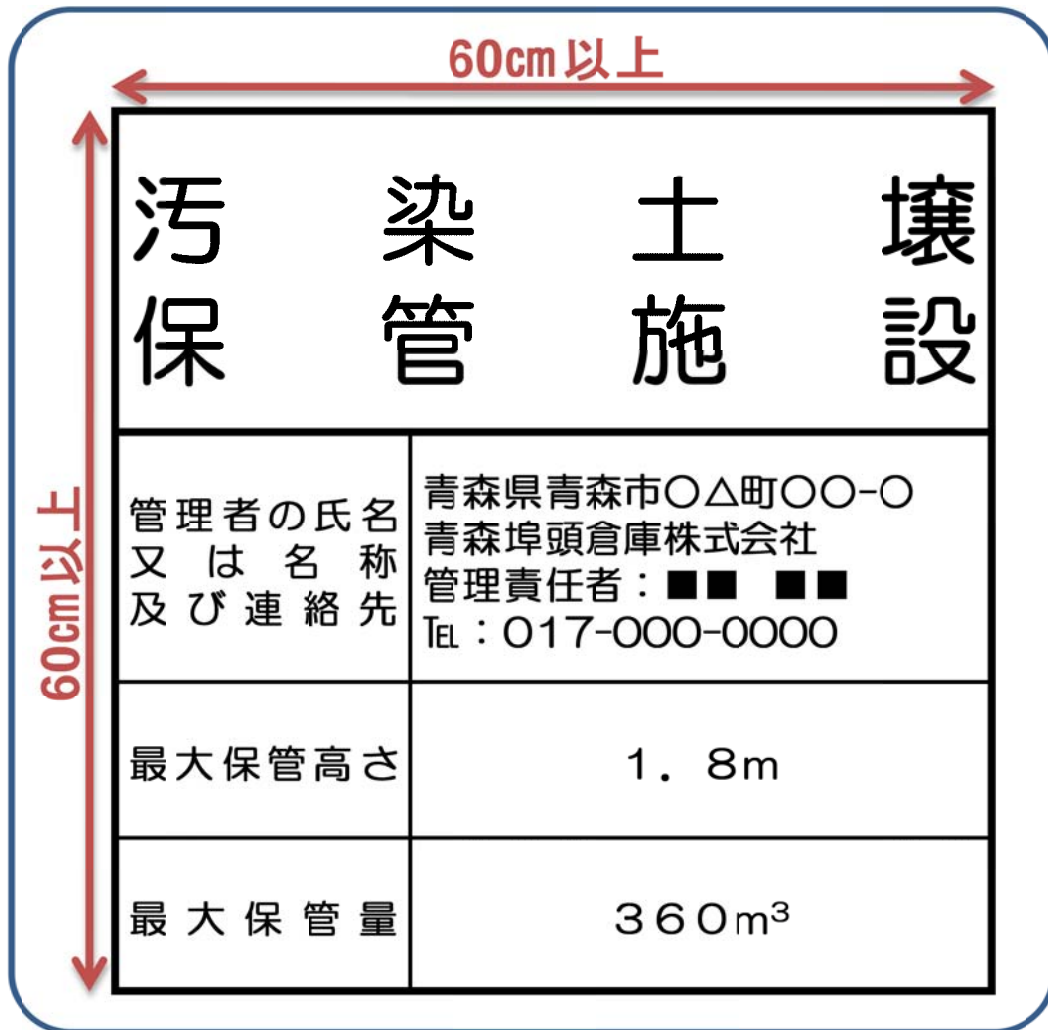


図 3.7.2-1 保管施設の表示例

3.7.3 保管施設における措置（規則第 65 条第 8 号ロ）

保管施設からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために次に掲げる措置を講ずる必要がある。

(1) 飛散等及び悪臭の防止のための構造（規則第 65 条第 8 号ロ(1)）

保管する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に応じて、保管施設の飛散等防止の措置を行う必要がある。

汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮した飛散等防止措置の例を表 3.7.3-1 に示す。

なお、悪臭のある汚染土壌の場合には、悪臭による生活環境へ影響を及ぼさないような運搬容器を用いることが望ましい。

表 3.7.3-1 汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置（埠頭以外の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第二種	構造等による対応	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
水銀及びその他の化合物		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第三種	構造等による対応	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
PCB	第二溶出量基準適合	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
	第二溶出量基準不適合	ドラム缶に入れた汚染土壌を保管すること

(2) 地下浸透防止措置（規則第 65 条第 8 号口(1)）

保管施設の地下浸透防止措置として、下記に示す措置のいずれかを講ずる必要がある。

- ① 床面を厚さ 10 cm 以上のセメント・コンクリートの層とすること
- ② 床面を厚さ 5 cm 以上のアスファルト・コンクリートの層とすること
- ③ 床面を遮水シートで覆い、その上に鉄板（振れ止め有り）を敷設すること
- ④ 床面を上記①から③と同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するものにする

(3) 排水管理（規則第 65 条第 8 号口(2)）

汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝や排水処理設備など必要な設備を設けなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(8)②イ.）。

表 3.7.3-1 に示したように、容器による対応をする場合には、汚水が生じるおそれは少ないと考えられるが、第二種特定有害物質（水銀及びその化合物を除く。）、第三種特定有害物質（PCB を除く。）を含む汚染土壌を直置きにより保管する場合には、下記示すいずれかの対応をとることが望ましい。

- ① 集水設備を設けるとともに、集めた汚水を適切に処分する
- ② 排水処理設備を設け、排水基準（下水道に排水を排除する場合には排除基準）に適合させる
- ③ ①～②と同等以上の措置を講ずる

(4) 排ガス管理（規則第 65 条第 8 号口(3)）

屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合には、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために排ガス処理設備などの必要な設備を設けなければならない。

3.7.3(1) に記載したように、第一種特定有害物質、水銀及びその化合物又はポリ塩化ビフェニルを含む汚染土壌など、揮散のおそれのあるものを保管する場合は、大気中への拡散が懸念されるため、屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニルを外部に拡散させないような配慮（例えば、揮発した物質を捕集するため吸引ブローア及び活性炭吸着等の捕集又は分解装置等）がなされている必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(8)②ウ）。ただし、表 3.7.3-1 に示したとおり、フレキシブルコンテナ（内袋有）などの容器に入れて保管する場合はこの限りではない。

3.7.4 埠頭における保管時の飛散等防止のための対応について

埠頭における汚染土壌の保管は、表 3.7.4-1 に示す措置を講ずることによって、特定有害物質等の飛散等及び悪臭の発散を防止できると考えられる。

表 3.7.4-1 汚染状態を考慮した保管時の飛散等防止措置（埠頭の場合）

特定有害物質		飛散等防止措置
第一種		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第二種	構造等による対応	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管すること ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い+防じんカバー(ブルーシート可) ③ 上記①、②と同等以上のもの
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
水銀及びその他の化合物		下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
第三種	構造等による対応	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管すること ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い+防じんカバー(ブルーシート可) ③ 上記①、②と同等以上のもの
	容器による対応	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの
PCB	第二溶出量基準適合	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの
	第二溶出量基準不適合	ドラム缶に入れた汚染土壌を保管すること

3.8 積替施設及び保管施設における荷卸し等に伴う飛散の防止（規則第 65 条第 9 号）

積替施設及び保管施設内において、汚染土壌の荷卸し、施設内移動を行う場合には、汚染土壌の飛散を防止するため、下記に示す措置のいずれかを講ずる必要がある（運搬通知記の第 1 の 2(9)）。

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において移動を行うこと
- ② 移動を行う場所において、散水装置等による散水を行うこと
- ③ 移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと
- ④ 移動させる汚染土壌への薬液散布や、締固めを行うことにより、その表層を固化すること
- ⑤ 上記①～④の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること

これらの措置については、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮し、適切に対応する必要がある。なお、汚染土壌の荷卸しや移動等を行う場合の注意事項を下記に列挙する。

- ・ 散水や薬液散布により対応する場合には、汚染土壌や薬液成分の流出がないように、過剰な施用を避けること
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の流出がないように、雨天時の荷卸しや移動等を避け、また、作業終了後の清掃等を行うこと
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の飛散等がないように、強風時の荷卸しや移動等を避けること

3.9 運搬過程における飛散等の防止措置

上述したように汚染土壌の特定有害物質による汚染状態により、運搬容器等、積替施設又は保管施設における飛散等の防止措置は異なる。

運搬過程における飛散等の防止措置を表 3.9.1-1 に示す。

表 3.9.1-1 運搬過程における飛散等の防止措置

特定有害物質		汚染状態を考慮した適切な運搬容器等の例	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置 (埠頭以外の場合)	汚染状態を考慮した積替え時の飛散等防止措置 (埠頭の場合)	汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置 (埠頭以外の場合)	汚染状態を考慮した保管施設の飛散等防止措置 (埠頭の場合)
第一種		フレキシブルコンテナ (内袋有)	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの		
第二種	構造等による対応	バラ積み + 浸透防止シート等	屋根構造+囲いのある設備内で汚染土壌を積み替えること。仮置きをする場合は、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと。	散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと。	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと。	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管すること。 ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い +防じんカバー(ブルーシート可) ③ 上記①、②と同等以上のもの
	容器による対応	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート等	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シート等で覆うこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの		
水銀及び その他の化合物		フレキシブルコンテナ (内袋有)	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの		
第三種	構造等による対応	バラ積み + 浸透防止シート等	屋根構造+囲いのある設備内で汚染土壌を積み替えること。仮置きをする場合は、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと。	散水等により飛散を防止するとともに、海域への落下防止措置を講ずること。仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと。	屋根構造+囲いのある設備内に汚染土壌を保管し、防じんカバー(ブルーシート可)で覆うこと。	下記のいずれかの方法により汚染土壌を保管すること。 ① 汚染土壌を浸透防止シートで覆うこと ② 屋根構造+囲い +防じんカバー(ブルーシート可) ③ 上記①、②と同等以上のもの
	容器による対応	フレキシブルコンテナ + 浸透防止シート等	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆うこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ+浸透防止シート ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの		
PCB	第二溶出量 基準適合	フレキシブルコンテナ (内袋有) 又は ドラム缶	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を積替えること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有) ② コンテナ ③ ドラム缶 ④ 上記①～③と同等以上のもの ①で積替え時に仮置きをする場合は、浸透防止シートで覆う又は、屋根構造+囲いのある設備内に置くこと。	下記のいずれかの容器に入れた汚染土壌を保管すること。 ① フレキシブルコンテナ(内袋有)+浸透防止シート ② フレキシブルコンテナ(内袋有)+屋根構造+囲い ③ コンテナ ④ ドラム缶 ⑤ 上記①～④と同等以上のもの		
	第二溶出量 基準不適合	ドラム缶	ドラム缶に入れた汚染土壌を積替えること。	ドラム缶に入れた汚染土壌を保管すること。		

3.10 汚染土壌の荷卸し・引渡し（規則第 65 条第 10 号及び第 11 号）

3.10.1 汚染土壌の荷卸し（規則第 65 条第 10 号）

汚染土壌の荷卸しは、汚染土壌の区域外搬出届出書、汚染土壌の区域外搬出変更届出書、非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書に記載された場所以外では行ってはならない（規則第 65 条第 10 号）。

ここで、記載された場所とは、上記届出書に記載された積替施設又は保管施設のことをいう。なお、汚染土壌を試験研究のために運搬を行う場合には、積替施設や保管施設を届け出る必要がないことから、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設において汚染土壌の荷卸しをすることが可能である（運搬通知第 1 の 2(10)）。

汚染土壌を試験研究のために運搬する場合とは、下記に示すものが考えられる。

① 研究開発のために運搬する場合

- ・ 実証実験を行うために汚染土壌を運搬
- ・ 施設の性能試験を行うために汚染土壌を運搬
- ・ 分析を行うために汚染土壌を運搬

② 対策のために運搬する場合

- ・ 調査により得られたボーリングコアなどを運搬
- ・ トリータビリティ試験のために汚染土壌を運搬
- ・ 汚染土壌処理施設での処理の可否を確認するために汚染土壌を運搬
- ・ 分析を行うために汚染土壌を運搬

なお、試験研究のために汚染土壌を密閉性を有する運搬容器に入れた状態で、集荷場所等において積替えをし、又は積替えのために一時的に保管することは、当該汚染土壌又は特定有害物質が運搬容器外へ飛散等するおそれがないことから、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設における荷卸しとみなしてもよいとされている（運搬通知記の第 1 の 2(10)）。

3.10.2 汚染土壌の引渡し（規則第 65 条第 11 号）

汚染土壌の引渡しは、汚染土壌の区域外搬出届出書、汚染土壌の区域外搬出変更届出書、非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書に記載された者以外に行ってはならない。

ここで、記載された者とは、上記届出書に記載された処理受託者をいう。ただし、3.10.1 に示したのと同様に、汚染土壌を試験研究のために運搬を行う場合には、積替施設や保管施設を届け出る必要がないことから、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者に対し、汚染土壌の引き渡しが可能である（運搬通知第 1 の 2(11)）。

なお、下記に示す場合はこの規定の対象外となる（処理業省令第 5 条第 17 号ロ）。

- ① 汚染土壌処理業者が、その汚染土壌処理施設において処理したものを再処理汚染土壌処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託し、当該再処理汚染土壌処理業者に引き渡す場合
- ② 汚染土壌の処理の事業を廃止し又は、許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を他の汚染土壌処理業者に引き渡すためにその運搬を他人に委託し、当該他の汚染土壌処理業者に引渡す場合

なお、都道府県知事は、管理票交付者（搬出届出書の届出者）に適正に汚染土壌が汚染土壌処理施設へ運搬・引き渡し及び適正な処理がなされたことを確認するため、運搬及び処理の終了に関する報告をさせることが望ましい。

この報告については、搬出届出者に回付された管理票（C3 票）の写しを提出させることや、表 3.10.2-1 に示す管理票の記載内容を一覧表にしたもので対応すればよい。

表 3.10.2-1 管理票記載内容一覧表

交付番号	汚染土壌の体積	交付年月日	積み替え場所又は保管場所への引き渡し年月日	汚染土壌処理施設への引き渡し年月日	汚染土壌の重量	処理終了日

3.11 汚染土壌の運搬期限（規則第 65 条第 12 号）

運搬行為がいつになっても終了しなければ、搬出された汚染土壌の所在が不明になり、汚染が拡散されるリスクが高まることを踏まえ、汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日から、運搬、積替え及び保管を含めて 30 日以内に終了しなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(12)）。

ここで、搬出とは、汚染土壌を人為的に移動することにより、当該要措置区域等の境界線を超えることをいい、「運搬の終了」とは、処理を受託した汚染土壌処理業者に運搬に係る汚染土壌を引き渡したことをいう。

なお、再処理汚染土壌処理施設への 2 次運搬である場合（処理業省令第 5 条第 17 号ロ）には、汚染土壌処理施設の外へ搬出した日から 30 日以内に運搬を終了しなければならない。

また、処理業省令第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を汚染土壌処理業者に引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、当該汚染土壌処理施設の外へ搬出した日から 30 日以内に運搬を終了しなければならない。

3.12 管理票の交付又は回付（規則第 65 条第 13 号及び第 14 号）

管理票の交付を受けた運搬受託者（法第 20 条第 1 項又は第 2 項）又は管理票の回付を受けた汚染土壌を運搬する者（規則第 65 条第 14 号）は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に自動車等の番号（ナンバーなど）及び運搬者の氏名（実際に運搬を担当した者の氏名）を記載しなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(13)）。

この規定は、管理票交付者（法第 20 条第 3 項前段）への管理票の送付義務の履行を確実なものとするために、運搬受託者とは別に、当該運搬受託者の被用者並びに当該運搬受託者から運搬を請け負った者及びその被用者（以下「被用者等」という。）を「管理票の回付を受けた者」に位置付け、汚染土壌を運搬する者としての義務を課すものである。

なお、運搬受託者は、被用者等が本規定による義務を履行するよう指導監督する必要がある。

また、管理票の交付を受けた運搬受託者（法第 20 条第 1 項又は第 2 項）又は当該運搬受託者から汚染土壌の引渡しに伴い管理票の回付を受けた汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌を引き渡す際に、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない（運搬通知記の第 1 の 2(14)）。

この規定は、処理受託者（法第 20 条第 3 項後段）への管理票の回付義務の履行を確実なものとするために、運搬受託者とは別に、被用者等を「管理票の回付を受けた者」に位置付け、汚染土壌を運搬する者としての義務を課すものである。

なお、運搬受託者は、被用者等が本規定による義務を履行するよう指導監督する必要がある。

3.13 運搬の委託禁止（規則第 65 条第 15 号）

汚染土壌の運搬については、運搬に関する基準を遵守して行う必要があり、搬出者は、運搬受託者の能力が当該運搬に関する基準を遵守するに足りるものであることを見込んでその運搬を委託する必要がある。

また、法第 20 条の管理票に係る規定の義務履行者の責任が不明確になることを防止することから、運搬受託者が当該運搬について他人に委託してはならない。

なお、運搬受託者が自己の名義と責任をもって、他人に汚染土壌の運搬を行わせることについては認められる（運搬請負者）（運搬通知記の第 1 の 2(15)）。

ここで、運搬受託者が自己の名義と責任をもって、他人に汚染土壌の運搬を行わせる行為に対しては、図 2.1.1-2 に示した運搬フロー図の記載例と表 2.1.1-3 に示した自動車等の使用者の氏名等及び連絡先・自動車等一覧表とを照らし合わせ、運搬受託者と運搬請負者の関係が示されていればよい。